

土壤汚染対策と汚染土管理票



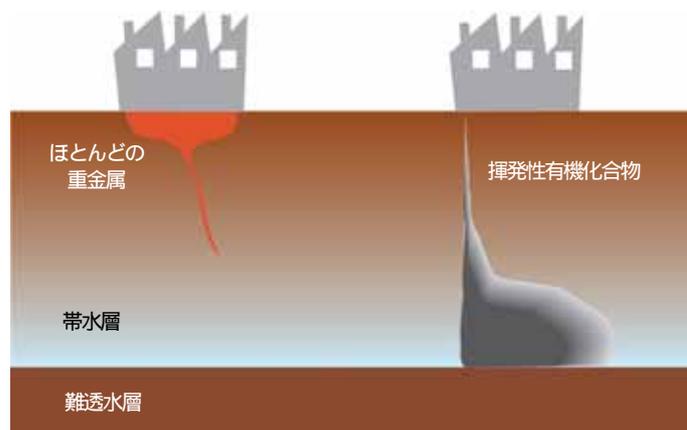
1. 顕在化する土壤汚染

近年、

- 工場・事業場における ISO14001 取得などのための自主的な汚染調査の実施
- 工場跡地等の再開発・売却時の汚染調査の実施
- 水質汚濁防止法に基づく地下水のモニタリングの拡充

などが進むにつれ、工場跡地や市街地などで土壤汚染が明らかになるケースが増えています。

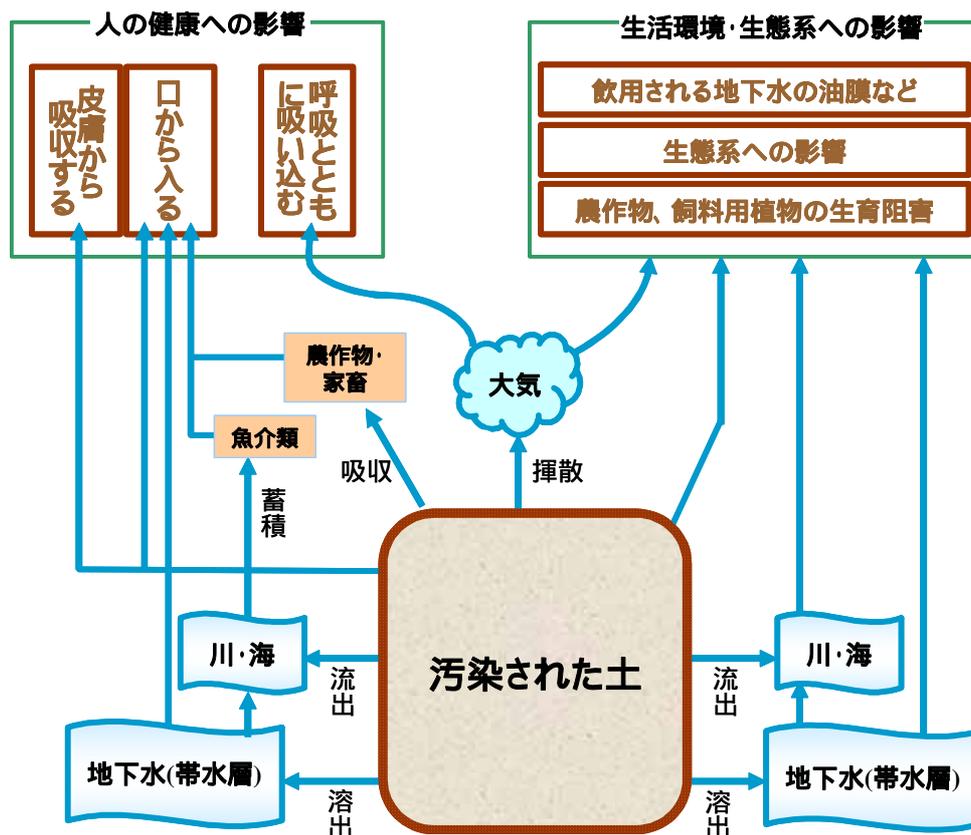
土壤汚染は、揮発性有機化合物や重金属等の不適切な取り扱いによる漏出や、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられます。



2. 土壌汚染の影響

土壌は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。

土壌汚染による影響としては、人の健康への影響や、農作物や植物の生育阻害、生態系への影響などが考えられます。とくに人の健康への影響については、汚染された土壌に直接触れたり、口にしたりする直接摂取によるリスクと、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲むなどの間接的なリスクが考えられます。



<リスクとは>

土壌汚染の環境リスクの大きさは、土壌が有害な物質で汚染されている程度と、汚染された土壌に接した量（暴露量）によって決まります。概念的に示すと次のようになります。

$$\boxed{\text{土壌汚染による環境リスク}} = \boxed{\text{汚染土壌の有害性の程度}} \times \boxed{\text{暴露量}}$$

汚染されている土壌に触れることがないとか、汚染された土壌から有害物質が地下水に溶け出さなかったり、たとえ溶け出しても、汚染された地下水を飲んでいない場合、すなわち、暴露がない（暴露量がゼロ）と考えられる場合には、土壌汚染による環境リスクは問題にならなくなります。

また、基準以下に浄化された土壌であれば、暴露があったとしても環境リスクは許容されるレベル以下になります。

3 . 土壌汚染対策法の概要

目的（法第1条）：土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

対象物質（特定有害物質）（法第2条）：

汚染された土壌の直接摂取による健康影響

- 表層土壌中に高濃度の状態で長期間蓄積し得ると考えられる重金属等

地下水等の汚染を経由して生ずる健康影響

- 地下水等の摂取の観点から設定されている土壌環境基準の溶出基準項目

仕組み：

土壌汚染状況調査

- ・ 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）
- ・ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県等が認めるとき（法第4条）

土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）

調査・報告 指定調査機関（環境大臣が指定）が調査

する
土壌の汚染状態が指定基準に適合（非指定区域）

しない

指定及び公示
（台帳に記載）

指定区域

都道府県等が指定・公示する（法第5条）とともに、
指定区域台帳に記載して公衆に閲覧（法第6条）

指定区域の管理

【汚染の除去等の措置】

- ・ 指定区域の土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県等が汚染原因者（汚染原因者が不明等の場合は土地所有者等）に対し、汚染の除去等の措置の実施を命令（法第7条）

< 直接摂取によるリスク >

立入禁止、舗装、盛土、
土壌入換え、土壌汚染の除去（浄化）

< 地下水等の摂取によるリスク >

地下水の水質の測定、不溶化、
封じ込め（原位置、遮水工、遮断工）
土壌汚染の除去（浄化）

- ・ 土地の所有者等が汚染の除去等の措置を講じた場合、汚染原因者に対して措置に要した費用を請求することができる（法第8条）

【土地の形質の変更の制限】（法第9条）

- ・ 指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、都道府県等に計画を届出
- ・ 適切でない場合は、都道府県等が計画の変更を命令

土壌汚染の除去が行われた場合には、指定区域の指定を解除・公示（法第5条）

土壌汚染対策の円滑な推進を図るため、汚染の除去等の措置の費用を助成し、助言、普及啓発等を行う指定支援法人を指定し、基金を設置（法第20～22条）

4 . 汚染土管理票

汚染土管理票とは

汚染土には、普通の土と見かけが変わらないものが多くあります。そのため、汚染地から搬出されて処分されるまでの物流が適切に管理されていないと、別の場所で汚染事件を引き起こすおそれがあります。このため、土壌汚染対策法においては、指定区域から搬出される汚染土について、誰が、何を、どこからどこへ運搬し、処分したかを明らかにすることができる「汚染土管理票」制度を定め、これを使用することを義務づけています。また、指定区域以外から搬出される汚染土についても、このシステムを用いた適正な管理を図ることを求めています。

汚染土管理票を使用していれば

汚染現場から汚染土を運搬した人、処分した人がそれぞれ受託した業務を終えた記録が残り、発注者に返送された管理票をもとにした説明ができるようになりますから、リスクコミュニケーションであらかじめ関係者に説明した内容を実行していることについて理解が得られ、対策を円滑に進めることができます。結果として、環境保全上の効果が大きいことは勿論、対策に要する時間・費用を無駄にしないことにつながります。

汚染土管理票を使用していなければ

汚染土壌の処理の適切さについて疑いが生じた際に、適切であることを証明できず、その説明に余分な時間・費用が必要になったり、思いもかけない不利益をこうむったり、浄化事業の発注者又は受注者としての社会的な責任を果たしていないと疑われるおそれがあります。（指定区域に関しては法的な義務を果たしていないこととなります。）

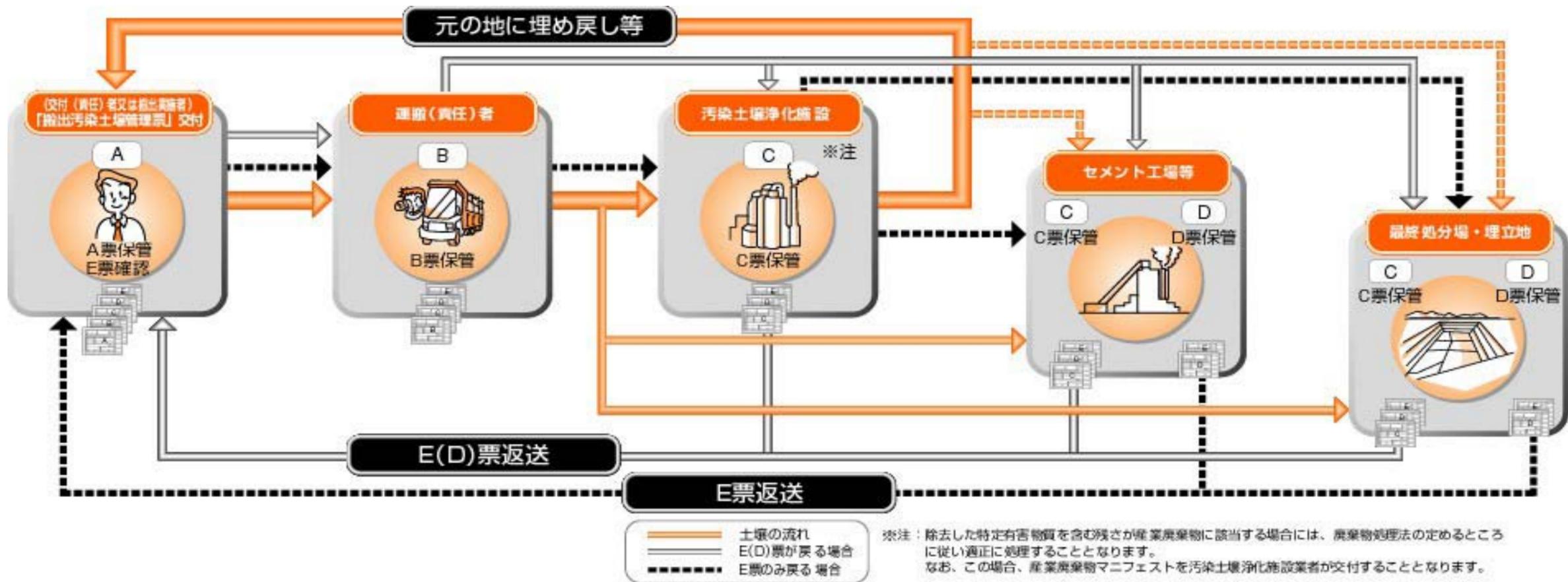
汚染土管理票の入手先

汚染土管理票は、指定支援法人である（財）日本環境協会の依頼に基づき、（社）土壌環境センターにおいて、販売されております。

社団法人 土壌環境センター
〒102-0083 東京都千代田区麹町4 - 2 第2麹町ビル7F
TEL : 03 - 5215 - 5955
FAX : 03 - 5215 - 5954
URL : <http://gepc.or.jp>

汚染土管理票を使いましょう！！

「汚染土管理票」の使用は、指定区域であってもなくても、汚染土壌にきちんと対応した物流の証です。



搬出汚染土壌管理票 (A票)				管理番号 100485092	
交付年月日 年 月 日		交付担当者		交付番号	
発元	名称	名称		確認者サイン	
	連絡先・住所・担当者	連絡先・住所・担当者		① 交付(責任)者	
土壌	汚染場所住所	汚染場所住所		② 搬出実施者	
	<input type="checkbox"/> 指定区域 <input type="checkbox"/> 指定区域外	<input type="checkbox"/> 指定区域 <input type="checkbox"/> 指定区域外		年月日	
運搬	<input type="checkbox"/> ジクロロメタン <input type="checkbox"/> 塩化メタン <input type="checkbox"/> 塩化エチレン <input type="checkbox"/> 塩化ベンゼン <input type="checkbox"/> 塩化フェニル <input type="checkbox"/> 塩化ナフthalen <input type="checkbox"/> 塩化ピリジン <input type="checkbox"/> 塩化ベンゾピレン <input type="checkbox"/> 塩化ナフthalen <input type="checkbox"/> 塩化ピリジン <input type="checkbox"/> 塩化ベンゾピレン	<input type="checkbox"/> 鉛 <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> 亜鉛 <input type="checkbox"/> 鉄 <input type="checkbox"/> マンガン <input type="checkbox"/> 亜鉛 <input type="checkbox"/> 鉄 <input type="checkbox"/> マンガン <input type="checkbox"/> 亜鉛 <input type="checkbox"/> 鉄 <input type="checkbox"/> マンガン		土壌の性状	
	<input type="checkbox"/> ① 交付(責任)者 <input type="checkbox"/> ② 搬出実施者 <input type="checkbox"/> ③ 運搬担当者 <input type="checkbox"/> ④ 処分者	名称		土壌の数 単位: kg, t	
処分	名称 ①	名称 ②		⑤ 社会 確認者	
	連絡先・住所・担当者	連絡先・住所・担当者		⑥ 社会 確認者	
処分	名称 ③	名称 ④		⑦ 社会 確認者	
	連絡先・住所・担当者	連絡先・住所・担当者		⑧ 社会 確認者	
処分	名称 ⑤	名称 ⑥		⑨ 社会 確認者	
	連絡先・住所・担当者	連絡先・住所・担当者		⑩ 社会 確認者	
搬入日 年月日		搬入日 年月日		交付担当者確認	
再入日 年月日		再入日 年月日		年月日	

発行元：社団法人 土壌環境センター

5 . 土壌汚染対策法に基づく基金

土壌汚染対策基金とは、土壌汚染対策法に基づき実施される土壌汚染対策を円滑に推進するため、環境大臣が指定する指定支援法人（（財）日本環境協会）が以下の支援事業を行うために設置したものです。なお、この基金は、政府からの補助と政府以外の者からの出えんによって造成されています。

住宅・マンション等で汚染が発見され、汚染原因者が不明等であり、土地所有者である住民等の負担能力が低い場合について、助成を行います。

<考え方>

汚染原因者が不明等の場合には土地所有者に措置を実施する義務が課せられますが、負担能力が低い場合には一定の助成を行い、措置をスムーズに実施できるようにするためです。

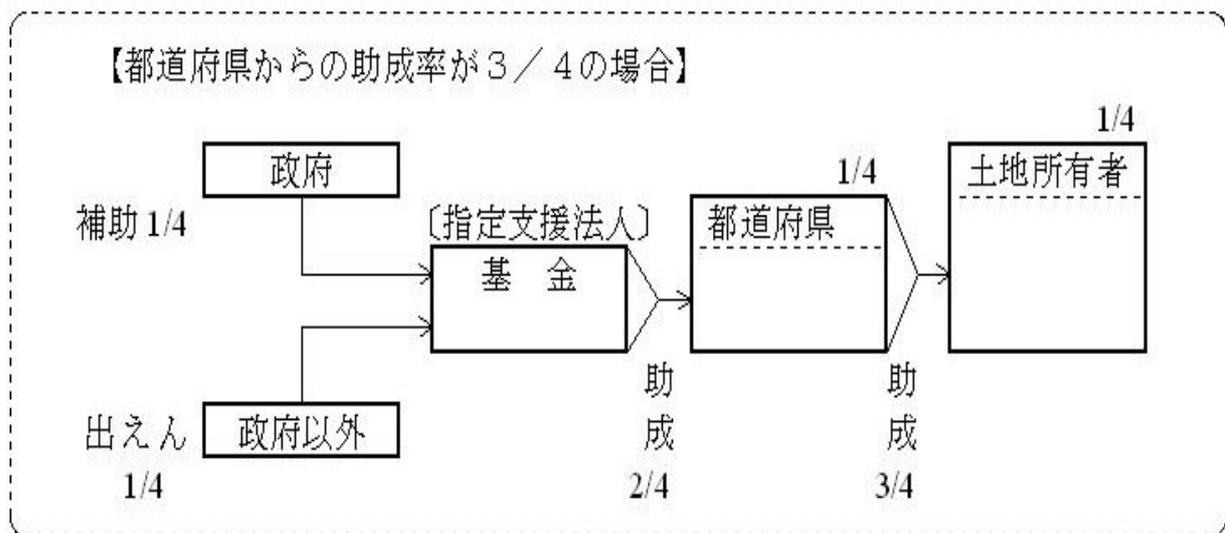
<助成金交付スキーム>

国と皆様からの出えんにより基金を造成。

都道府県が土地所有者に対し助成を行うことを決定。

一定の要件を満たす場合、基金から都道府県に助成金を交付。

都道府県はその助成金に上乗せする形で土地所有者に対し助成。



土壌汚染の環境リスクについてのリスクコミュニケーションの一環として、普及啓発、事業者研修等を行います。

<考え方>

土壌汚染の環境リスクが未だ一般市民に理解されているとは言えないため、汚染が判明したときに周辺住民とのトラブルにつながるケースもあります。行政、事業者、住民の間で環境リスクについて共通理解を深めていくことが重要となるためです。

6 . 土壌汚染対策への支援

土壌は、植物や動物を育み、私たちが生活していく上で欠かすことのできない基盤です。将来世代に負の遺産を残さないよう、健全な土壌を確保するために社会全体で土壌汚染対策に取り組む必要があります。

土地所有者等が汚染の除去等の措置を命じられた場合、法に定められた基金により都道府県等を通じた一定の助成がなされます。基金の管理については指定支援法人である財団法人日本環境協会が行っています。指定支援法人では、その他土壌汚染対策に関する助言、普及啓発等のリスクコミュニケーション業務も行っています。

また、土壌汚染の除去等の措置には多くの費用を要する場合があることから、税制上の優遇措置や政府系金融機関による低利融資制度が設けられているほか、日本環境安全事業株式会社(旧環境事業団)では土壌・地下水汚染の浄化対策を対象とした環境浄化機材貸付業務を行っています。地方公共団体によっては、調査・浄化のための機器・装置の貸し出しや低利融資制度等があります。

<支援措置の概要>

基金の造成

国からの補助及び産業界等からの出えんにより基金を造成し、汚染原因者が不明・不存在の場合の汚染の除去等の措置への助成やリスクコミュニケーション等を行うことになっています。

なお、この産業界等からの出えんとして土壌汚染対策に関わる事業者からの出えんの他、広く一般の方からの寄附も受け付けています。

税制優遇措置

土壌・地下水浄化施設に係る固定資産税の課税標準の特例、特別土地保有税の非課税が措置されています。

低利融資(利子助成)

日本政策投資銀行等の政府系金融機関では、土壌汚染防止のための措置に対する低利融資を行っています。

また、財団法人日本環境協会では「環境修復・創造支援基金」を設置し、上記の融資に対し利子助成を行っています。

環境浄化機材貸付

日本環境安全事業株式会社(旧環境事業団)では、揮発性有機化合物による土壌・地下水汚染の浄化対策を実施する者に対して、浄化機材の貸付を行っています。

(平成16年4月現在)

<お問合せ先>

環境省環境管理局水環境部土壌環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-3581-3351(代表)

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/water/index.html>

指定支援法人

財団法人 日本環境協会

〒106-0041 東京都港区麻布台1-11-9 プライム神谷町ビル2階

TEL 03-5114-1251(代表)

協会ホームページ <http://www.jeas.or.jp>